令和　　年　　月　　日

国立大学法人岡山大学長　殿

住所(又は所在地)

会社名

代表者役職・氏名　㊞

業務実施確約書及び誓約書

　令和7年8月5日付けで公告された「「岡山大学案内」制作業務」については，公告，公募要領及び仕様書等に基づき，業務を実施することを確約するとともに，下記のいずれにも該当せず，将来においても該当することはありません。

　なお，この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることになった場合でも異議は一切申し立てません。

記

　　１　役員等（個人である場合にはその者を，法人である場合にはその役員又はその支

店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策

法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）で

あると認められること。

　　２　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

　　３　役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。

　　４　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると

認められること。

　　５　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られること。